

令和5年度国民健康保険税諸率表

税率表

		所得割率 (加入者ごと)	均等割額 (加入者ごと)	平等割額 (世帯ごと)	課税限度額 (世帯ごと)
～39歳 65歳～74歳		9.00 %	26,000 円	29,000 円	870,000 円
40～64歳 (※介護分を含みます)		10.60 %	37,000 円	29,000 円	1,040,000 円
内 訳	医療分	6.50 %	19,000 円	21,000 円	650,000 円
	後期支援分	2.50 %	7,000 円	8,000 円	220,000 円
	介護分(40～64歳)	1.60 %	11,000 円	0 円	170,000 円

年間の国民健康保険税の算出方法は以下のとおりです

$$\begin{aligned}
 \text{国民健康保険税額 (年間)} &= \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割} \\
 &= (\text{前年の所得金額} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率} \times \text{加入者数} \\
 &\quad + 26,000\text{円} \times (\sim 39, 65\sim 74\text{歳})\text{の加入者数} \\
 &\quad + 37,000\text{円} \times (40\sim 64\text{歳})\text{の加入者数} \\
 &\quad + 29,000\text{円}
 \end{aligned}$$

世帯主と被保険者(加入者)の所得の合計が下の表に当てはまる場合、均等割・平等割が軽減されます。

軽減割合	適用条件
7割軽減	世帯主と被保険者(加入者)の総所得金額が 43万円+[(給与所得者等の数-1)×10万円]※1以下
5割軽減	世帯主と被保険者(加入者)の総所得金額が 43万+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+[(給与所得者等の数-1)×10万円]以下
2割軽減	世帯主と被保険者(加入者)の総所得金額が 43万+53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+[(給与所得者等の数-1)×10万円]以下

※1 給与所得者等とは一定の給与所得と公的年金等に係る所得を有する者のことを言い、その数が2以上の場合この式を適用します。

※ 同じ世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度(75歳以上の方)に移行することにより国保被保険者が1人の世帯となる場合、対象となってから5年間は平等割額が2分の1に、その後の3年間は4分の1に軽減されます。

※ 令和4年度課税分から、未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までにある方)に係る均等割額の5割が軽減となります。
上表の軽減割合が適用されている世帯は、軽減後の額から5割軽減となります。